

自主管理会員への移行申請書

佐倉染井野緑地協定運営委員会 殿

私は、佐倉染井野緑地協定の会員として共同管理による剪定・薬剤散布活動に参画してきましたが、敷地の形態や樹木の特性を鑑み今後は自主管理にて維持管理を致したく、会員区分の変更を申請致します。自主管理会員となりましても、佐倉染井野緑地協定会員の一員として規約(注1)を遵守し、街並みの 景観の維持に努めます。

<緑地協定規約第35条>に基づき年度途中であっても、緑化維持管理費（年会費）の返還請求は致しません

令和 年 月 日

住所 _____

氏名 _____ (自署又は署名捺印)

申請理由等（空欄可）： _____

(注1) 佐倉染井野緑地協定運営委員会規約（令和8年4月改訂版）一部抜粋、

<自主管理会員の責務>

第7条 自主管理会員は、第5条に定める会員としての責務を果たすほか、**委員会が実施する専門業者への共同管理作業実施時に近接する時期に、対象となる樹木等に対し、第2条第2項の管理に努めなければならない。**

2. 自主管理会員は、委員会からの要請があった場合には、前項の管理作業の実施記録を提出しなければならない。

<委員の選任>

第12条 会員は前条に定めるブロック割に基づいて、各ブロック内の各会員宅からの成人の委員を1名選出する。**(ここでいう「会員」は自主管理会員も含みます。)**

他にも、補助金支給内容等が異なってまいりますので、規約をご一読下さり共同管理会員との違いや自主管理会員としての責務についても十分ご理解賜りますようお願い致します。

===== 緑地協定運営委員会使用欄 =====

【結果】 承認 不承認 一時保留

| ブロック番号 | ブロック委員 | 会長 | リスト管理 | リスト修正日 |
|--------|--------|----|-------|--------|
| | | | | / / |

申請者 → ブロック委員 → 会長 → リスト管理（原本は保管し、コピーをとる）
（コピー） → 会計および共同管理 （コピー） → ブロック委員 → 申請者